

# 三重県立石薬師高等学校いじめ防止基本方針

## 1 はじめに

本方針は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「三重県いじめ防止基本方針」に基づき、生徒の尊厳を保持する目的の下、本校における、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下、「いじめの防止等」と言う。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）のことであり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、「どの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こりえる」という認識をもち、いじめ防止等のための対策の基本理念を以下のように定める。

- (1) いじめ防止等のため、学校教育活動のあらゆる場面で、豊かな心や道徳性、自律性を育みます。
- (2) いじめは、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為であるとの認識に立ち、「いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。
- (3) いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努め、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に適切かつ毅然とした指導を行います。
- (4) 教職員が一丸となって組織的に対応し、家庭や関係機関、地域の力も積極的に活用します。
- (5) 教職員の不適切な言動がいじめの発生を誘発することが無いよう、細心の注意を図ります。

## 4 いじめの防止等のための組織について

### (1) いじめ防止委員会

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止委員会」を設置する。構成員は、校長、教頭、生徒指導部（主任、部員）、教務部（主任）、図書・人権教育推進部（主任）、保健部（養護教諭）、各学年主任とする。必要に応じて、学級担任その他の教員や、本校に派遣されているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、心理や福祉の専門家、弁護士、医師等の外部専門家をその構成員とすることができる。

### (2) いじめ防止委員会の役割等

いじめ防止委員会は、学期に1回以上開催し、いじめの防止等を目的として本方針の策定及び見直しを行う。また、校内におけるいじめ等の情報を集約するとともに、学期に1回のいじめに関するアンケート、教職員に対する研修、保護者に対する意識啓発等について、年間計画を立て、いじめの防止等に向けた取組を進めていく。

## 5 具体的取組について

本校における教育活動全体を通して、いじめの防止等に向け、以下のような取組を行う。

- (1) 個別面談や保護者会、日常的な生徒の状況把握やアンケートの工夫等によるいじめの早期発見
- (2) 学校教育活動全体において、人権教育・道徳教育・キャリア教育活動を通じた、自他の存在を互いに認め合う仲間・集団づくり
- (3) いじめの問題を未然防止・対応するための教職員の資質向上を図る研修
- (4) 生徒会における生徒の主体的な啓発活動の推進
- (5) PTA 新聞や PTA の会合等による保護者の意識啓発

- (6) 地域等に周知するため Web ページへのいじめの防止等に関する情報の掲載
- (7) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した生徒への支援や教職員との情報共有
- (8) 特別活動や部活動を通じて、生徒一人ひとりを尊重し、仲間づくりを進めるための教職員の資質の向上
- (9) その他、いじめ防止等に必要な取組み

## 6 いじめの認知について

教職員がいじめの疑いがある行為を発見したり生徒からいじめの申し出があったりした時には、いじめ防止委員会に報告を行う。いじめ防止委員会は、速やかに必要な調査等を教職員に指示し、事実関係の有無を確認する。

いじめが認知された場合、いじめ防止委員会は教職員に必要な情報を提供するとともに、保護者と連絡を取りつつ被害生徒へのケアや加害生徒への適切な指導を行うよう教職員に指示する。また、生徒指導部は「生徒事故報告書」により三重県教育委員会生徒指導課にいじめの報告を行う。

いじめの防止及び早期発見のために、「いじめ早期発見チェックリスト」の活用を進める。

## 7 いじめの問題への対応について

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立った対応をしていく。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、本方針におけるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認をするとともに、いじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。

また、いじめられた生徒の身体的・精神的ケアはもちろんのこと、加害生徒に対しても状況に応じて適切な指導や支援を行っていく。

なお、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、対応をしていく。

## 8 重大事態への対処について

次に掲げる重大事態が発生した際には、速やかに三重県教育委員会に報告を行うとともに、その指導及び支援のもと、いじめ防止委員会を中心とした調査組織を設置し、関係諸機関とも連携を図りながら、事実関係を明確にするための調査を行う。

- (1) いじめにより本校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、または、生徒や保護者からそのような申し立てがあったとき。
- (2) いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、または、生徒や保護者からそのような申し立てがあったとき。

なお、調査結果により明らかになった事実関係については、被害生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

平成 31 年 4 月策定  
令和 2 年 5 月一部改訂  
令和 3 年 4 月一部改訂